

# 令和4年度 定期総会議案書

日時 令和4年4月14日(木)午後6時30分

場所 学びの里「めいりん」 1階 講堂



第六次大野市総合計画 将来像

「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」

## 大野地区まちづくり推進協議会

# 総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 市民憲章唱和
- 3 会長あいさつ
- 4 表 彰
- 5 来賓祝辞
- 6 議長選出
- 7 議 事

議案第1号 令和3年度事業実績について

議案第2号 令和3年度収支決算について

会計監査報告

議案第3号 令和4年度活動方針（案）並びに事業計画（案）について

議案第4号 令和4年度収支予算（案）について

議案第5号 規約の一部改正について

議案第6号 役員改選について

その他

- 8 議長退任
- 9 新旧役員あいさつ
- 10 その他
- 11 閉会のことば

# 大野市民憲章

首唱者 大野市民憲章

九頭竜川の上流にある大野は 清らかな水と空気に恵まれ 緑豊かな  
自然に はぐくまれてきました。 純 朴 さの中にも 幕 末 の大野丸に  
象 徴 される 進 取 の気 象 と 雪国特有のねばり強さとで  
今 日 の繁 栄 を築いてきました。 私 たちは 美しい自然と  
輝かしい伝統を受け継ぎ 住みよく生きがいのあるまちづくりを  
目指して 市民憲章を定めます。

首唱者 ひとつ みずみずしさあふれるまちに

全 員 私 たちは、美しい自然を守り、豊かな郷土をつくります

首唱者 ひとつ 小さな芽が伸びるまちに

全 員 私 たちは、伝統を受け継ぎ、新しい文化を育てます

首唱者 ひとつ 大きくはばたくまちに

全 員 私 たちは、働くことに喜びを持ち、郷土の発展につとめます

首唱者 ひとつ あたたかい心のかようまちに

全 員 私 たちは、健康で幸せな家庭をつくり、親切の輪を広げます

首唱者 ひとつ 明るくやすらぎのあるまちに

全 員 私 たちは、まちづくりに進んで参加し、住みよいまちを築きます

大野市の教育全体を包括する概念で、将来にわたって学校や家庭・地域・行政が一体となって取り組んでいく長期的な指針になるとともに、市民に広く親しまれ、愛され、普遍のバックボーンとなるよう決めました。

## 大野市教育理念

### 明倫の心を重んじ 育てよう 大野人<sup>おおのびと</sup>

#### 宣誓文

人としての生きる道を明らかにし、進取の気象を育てた明倫の心は、いつの時代においても変わらない大野の学びの原点です。

私たちは、この心を大切にして、優しく、賢く、たくましい大野人になるため、学び、育てることに努めていきます。

#### 解説文

##### 明倫（めいりん）とは

大野藩第7代藩主土井利忠（1811～1868年）は、藩の政治や経済の建て直しには、新しい知識を学んだ人材が必要であるという考えに基づき、弘化元年（1844年）に藩校「明倫館」を開設しました。

明倫館の「明倫」という言葉は、「皆人倫を明らかにする所以なり」に由来し、人の生きる道を明らかにすること、すなわち、人として守り、行うべき道を明らかにすることを指しています。

明倫館は、当時としては珍しく、武士の子弟に限らず、広く一般家庭の子どもたちにも門戸を開いて学ばせていました。そして、ここで育った人材は、大野藩の商業や鉱業などを盛んにし、藩財政の再建に大きく貢献したと言われていています。私たちは、この史実に基づいて、大野の教育の全てを貫く普遍の理念を「明倫」と定めます。

平成21年3月

大野市教育委員会

教育理念策定委員会において諮問され、定められました

## まちづくり功労者表彰

住所・氏名	功績内容
<p>(第1地区推薦)</p> <p>春日一丁目下区 前田 清一郎 氏</p>	<p>第1地区の区長会として、現地区会長とともに、有終南小学校でのイルミネーションの発起人となり、2015年から取り組んでいる。</p> <p>現在も区長会とともに、イルミネーションの9月中の取付け、12月末の取り外しを行っている。</p> <p>この活動は、毎年、地方新聞や地元テレビ局のローカルニュースとなり、県民の話題となっている。イルミネーションの見学に訪れた方々に感動や喜び、希望を与えてくれている。</p>
<p>(第2地区推薦)</p> <p>春日野区 田中 新一 氏</p>	<p>平成25年から令和4年1月まで「春日野町内会自衛消防クラブ」の隊員として約8年にわたり、消防ポンプ点検や防災訓練への参加、町内にある16基の消火栓の点検、防災訓練、図上訓練などを実施し、自主研修会の開催などの活動を行った。</p> <p>この間、若手への指導などを積極的に行い、その功績は大きく、クラブ隊員からも賞賛の声が大きい。</p> <p>また、篠座神社の春季例祭に合わせて、町内各所に2.3mの行燈5基を永年にわたり設置、取り外しを行い、春日野町内への貢献も大きい。</p>
<p>(第5地区推薦)</p> <p>泉町1区 松尾 宗雄 氏</p>	<p>平成元年3月から34年間の長きにわたり、お清水地蔵の維持管理に務めている。</p> <p>お花の世話、お供えの水など毎日入れ替え、清掃もしている。毎年7月下旬にお清水まつりを実施し、曹源寺の住職による読経をお願いし、供養も行っている。</p> <p>毎日数多くの観光客や市民が訪れて手を合わせる姿が見受けられる。また、地域住民にもその行いに感謝されており、模範とすべき行いである。</p>

議案第1号

令和3年度事業実績

月 日	曜	事 業 名	内 容	備 考
		令和3年度定期総会	令和2年度事業実績・収支決算・会計監査報告 令和3年度活動方針・事業計画・収支予算・役員改選	書面決議
4月14日	水	まちづくり功労者表彰 専門部会	令和3年度まちづくり功労者表彰 各部年間事業について検討【総務部、環境部、啓発部】	2名受賞
5月23日	日	亀山東側斜面美化活動	草取り【環境部】	
5月23日	日	専門部会	まちづくり学習会等について【啓発部】	
6月20日	日	亀山東側斜面美化活動	草取り【環境部】	
7月12日	月	専門部会	まちづくり学習会等について【啓発部】	
7月20日	火	まちづくり学習会	移住者が語る大野の7つの魅力【啓発部】	
8月3日	火	オンライン視察研修	福島県相馬市【啓発部】	
8月20日	金	花苗購入補助決定	緑と花いっぱい運動（7行政区：春日一丁目中区、若杉町、篠座町、春日野、弥生町2区、日吉町3区、城町3区）【環境部】	
8月22日	日	亀山東側斜面美化活動	草取り【環境部】	
10月23日	土	亀山東側斜面美化活動	シバザクラ植栽、樹木剪定【環境部】	
10月31日	日	まちづくり懇談会	第3地区まちづくり懇談会【総務部】	
11月2日	火	亀山東側斜面美化活動	シバザクラ植栽【環境部】	
11月15日	月	まちづくり懇談会	みくに地区まちづくり協議会（坂井市三国町）視察対応【総務部】	
11月17日	水	まちづくり懇談会	第2地区まちづくり懇談会【総務部】	
12月7日	火	まちづくり懇談会	第5地区まちづくり懇談会【総務部】	
2月16日	水	機関紙編集委員会	機関紙「まちづくり」第136号の編集について	
3月4日	金	役員会	令和3年度事業実績・収支決算について 令和4年度活動方針（案）・事業計画（案）及び収支予算（案）について まちづくり功労者審査	
3月17日	木	常任委員会	令和3年度事業実績・収支決算について 令和4年度活動方針（案）・事業計画（案）及び収支予算（案）について まちづくり功労者決定	
3月29日	火	監査会	令和3年度会計監査	
3月31日	木	機関紙「まちづくり」第136号発行（大野地区全世帯配布）		

## 各地区まちづくり懇談会

11月17日	水	第2地区 まちづくり懇談会	会場：結とびあ	参加24名
			テーマ：大野市のSDG s の現状 ゼロカーボンシティ 講 師：大野市政策推進課 職員 大野市環境・水循環課 職員	
10月31日	日	第3地区 まちづくり懇談会	会場：日吉神社社務所	参加33名
			テーマ：日吉神社のいわれ 講 師：日吉神社宮司 朝比奈氏	
12月7日	火	第5地区 まちづくり懇談会	会 場：学びの里「めいりん」	参加38名
			テーマ：交通安全教室 講 師：大野警察署 職員	

## 議案第2号

### 令和3年度収支決算

収入の部

単位：円

項目	予算額①	決算額②	比較①-②	説明
会費	449,280	439,440	9,840	120円×3,662戸
補助金	230,000	185,104	44,896	結の故郷地域が輝く交付金
研修参加費	180,000	0	180,000	
雑収入	911	112	799	預金利子、返還金
繰越金	478,809	478,809	0	令和2年度より
計	1,339,000	1,103,465	235,535	

支出の部

単位：円

項目	予算額①	決算額②	比較①-②	説明
事務費	60,000	6,394	53,606	
消耗品	30,000	4,422	25,578	コピー用紙等
印刷費	20,000	0	20,000	
通信費	10,000	1,972	8,028	郵便代
報償費	15,000	8,681	6,319	功労者表彰記念品
会議費	45,000	5,698	39,302	茶（総会、常任委員会等）
事業費	830,000	308,659	521,341	
総務費	30,000	3,280	26,720	懇談会（視察対応）
環境整備費	260,000	192,374	67,626	亀山東側斜面美化活動
啓発費	330,000	48,930	281,070	学習会、オンライン視察研修
広報費	210,000	64,075	145,925	機関紙発行（1回）
推進団体活動費	240,000	133,743	106,257	緑と花いっぱい運動補助（7地区） 各地区活動費（第2、3、5地区）
旅費	5,000	0	5,000	
負担金	30,000	30,000	0	各種団体連絡協議会
雑費	7,000	0	7,000	
役務費	10,000	4,290	5,710	振込手数料
予備費	97,000	0	97,000	
計	1,339,000	497,465	841,535	

収入総額	1,103,465
支出総額	497,465
差引	606,000

# 監 査 報 告

大野公民館で行われた大野地区まちづくり推進協議会の監査について、証拠書類並びに執行状況を慎重に精査した結果、適正に処理されていたことをここに認め報告します。

令和4年 4 月 1 日

大野地区まちづくり推進協議会

監事

日種 聡志 

監事

山田 文雄 

## 令和4年度活動方針（案）

### 大野地区まちづくり目標（案）

絆を深め、心のかよいあう大野

### 令和4年度 まちづくり実践目標（案）

- 心あたたかく 助け合うまちをつくりましょう。
- 人を愛し 自然を愛する心を育てましょう。
- 花いっぱい運動の輪を広げ 美しい大野をつくりましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

## 令和4年度 事業計画（案）

月	事業内容
4	4月14日 定期総会、まちづくり功労者表彰式 4月29日 亀山東側斜面美化活動、交流会 4月30日 大野ほりでい
5	花苗研修会（環境部） まちづくり学習会（啓発部）
	亀山東側斜面美化活動（環境部）（4～10月）
8	緑と花いっぱい運動花苗購入補助
	地区別まちづくり懇談会（7～11月） まちづくり懇談会（7～11月）
9	視察研修（啓発部）
3	役員会 常任委員会 監査会

※機関紙を年1回発行する。

- ・ 各事業の推進にあたっては、常任委員会に専門部（総務部、環境部、啓発部）を設置して、企画・実施する。
- ・ 機関紙の発行にあたっては、編集委員会を設置する。
- ・ まちづくりに関する情報や研修機会は、委員や地域住民に広く提供する。
- ・ 令和5年度の設立50周年に向けて検討する。
- ・ 大野地区地域課題解決検討会に参画する。

## 議案第4号

### 令和4年度収支予算(案)

#### 収入の部

単位：円

項目	本年度予算①	前年度予算②	比較①-②	説明
会費	439,000	449,280	△ 10,280	120円×3,662戸
補助金	230,000	230,000	0	結の故郷地域が輝く交付金
研修参加費	180,000	180,000	0	視察研修参加負担金
雑収入	1,000	911	89	預金利子等
繰越金	606,000	478,809	127,191	令和3年度より
計	1,456,000	1,339,000	117,000	

#### 支出の部

単位：円

項目	本年度予算①	前年度予算②	比較①-②	説明
事務費	50,000	60,000	△ 10,000	
消耗品費	20,000	30,000	△ 10,000	消耗品
印刷費	20,000	20,000	0	封筒
通信費	10,000	10,000	0	郵便切手
報償費	15,000	15,000	0	功労者表彰記念品
会議費	25,000	45,000	△ 20,000	総会、役員会等
事業費	900,000	830,000	70,000	
総務費	200,000	30,000	170,000	まちづくり懇談会【拡充】 50,000 若者活動応援事業【新規】 150,000
環境整備費	370,000	260,000	110,000	亀山東側斜面美化活動 200,000 花苗研修会 10,000 大野ほりでい【新規】 160,000
啓発費	230,000	330,000	△ 100,000	先進地視察研修 200,000 まちづくり学習会 30,000
広報費	100,000	210,000	△ 110,000	機関紙発行1回
推進団体活動費	350,000	240,000	110,000	緑と花いっぱい運動補助 50,000 各地区活動費【拡充】 300,000
旅費	5,000	5,000	0	研修打ち合わせ等旅費
負担金	30,000	30,000	0	各種団体連絡協議会
雑費	10,000	7,000	3,000	
役務費	10,000	10,000	0	振込手数料等
予備費	61,000	97,000	△ 36,000	
計	1,456,000	1,339,000	117,000	

## 議案第5号

### 規約の一部改正について

大野地区まちづくり推進協議会規約（昭和48年7月1日）の一部を次のように改正する。

大野地区まちづくり推進協議会 会長 米村博之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(役員を選出及び時期)</p> <p>第8条 役員を選出及び任期は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会長は区長会副会長の中から推薦される。副会長2名は区長会理事会から推薦される。副会長1名は各種団体選出常任委員の中から選出する。</p> <p>(3) 役員任期は1年とし再選は2回までとする。</p> <p>但し会長の任期は<u>2年</u>とし、再選は行わない。<u>会長の職にある者が任期の途中で区長を辞した場合、再び前号の定めにより推薦される。</u></p> <p>欠員により補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(役員を選出及び時期)</p> <p>第8条 役員を選出及び任期は次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会長は区長会副会長の中から推薦される。副会長2名は区長会理事会から推薦される。副会長1名は各種団体選出常任委員の中から選出する。</p> <p>(3) 役員任期は1年とし再選は2回までとする。</p> <p>但し会長の任期は<u>3年</u>とし、再選は行わない。<u>なお、任期の途中で区長を交代した場合でも継続する。</u></p> <p>欠員により補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

## 議案第6号

### 役員改選について

役職	令和3年度	令和4年度
会長	米村 博之（第3地区）	米村 博之（第3地区）
副会長	石塚 肇（第1地区）	渡辺 康弘（第2地区）
副会長	篠島 一郎（第4地区）	萩原 勢子（第5地区）
副会長	福田 淳一（スポーツ協会）	清水 武正（長生会）
会計	嶋田 泰嗣（第2地区）	嶋田 泰嗣（第2地区）
監事	山田 文雄（第3地区）	酒井 利治（第1地区）
監事	日種 聡志（第6地区）	篠島 一郎（第4地区）

# 大野地区まちづくり推進協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は大野地区まちづくり推進協議会といい、事務局を大野公民館に置く。

## (目 的)

第2条 本会は美しく、明るく、住みよい地域づくりをめざし、住民主体のまちづくり運動を推進する。

## (事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 運動の調査、研究、計画、実践に関すること。
- (2) 関係機関団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要なこと。

## (会 員)

第4条 本会の会員は、大野地区内に居住する全戸家庭とする。

## (構成及び運営)

第5条 本会は、各地区及び各種団体で構成し、別表で定める委員で運営するものとする。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 部長 3名

## (役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときその職を代行する。
- 3 監事は本会の会計監査をする。
- 4 会計は会長の指示に従い会計をつかさどる。
- 5 部長は、部会を統括する。

## (役員の出選及び任期)

第8条 役員の出選及び任期は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・監事・会計は総会で承認する。
- (2) 会長は区長会副会長の中から推薦される。副会長2名は区長会理事会から推薦される。副会長1名は各種団体選出常任委員の中から選出する。
- (3) 役員任期は1年とし再選は2回までとする。  
但し会長の任期は3年とし、再選は行わない。なお、任期の途中で区長を交代した場合でも継続する。  
欠員により補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 会計は常任委員の中から選出する。
- (5) 監事は区長会から推薦される。

(常任委員)

第9条 本会に常任委員を置く。

- 2 常任委員は、各地区選出常任委員（各地区（区長2名、地区推薦委員1名））、各種団体選出常任委員（3名）とする。
- 3 常任委員は事業の企画実施にあたる。
- 4 常任委員の任期は2年とし、再選を妨げない。欠員により補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会議及び付議事項)

第10条 会議は総会、役員会、常任委員会とする。

- 2 総会は年1回以上会長が招集し、次の事項を議決または承認する。
  - (1) 事業報告及び決算
  - (2) 事業計画及び予算
  - (3) 役員を選出
  - (4) 規約の改廃
  - (5) その他重要事項
- 3 役員会は、会長、副会長及び会計並びに各専門部の部長をもって構成し、会長が招集して会議の議長となり、事業にかかる必要な事項を審議する。
- 4 常任委員会は必要に応じて会長が招集する。役員会より選出された役員が会議の議長となり、総会において決定された事項並びに事業の推進に必要な事項を審議する。

(専門部)

第11条 本会は、次の専門部を置く。

- (1) 総務部 総会の運営、懇談会の開催、その他に関すること。
- (2) 環境部 地域美化活動の推進、その他に関すること。
- (3) 啓発部 研修及び学習会の開催、その他に関すること。
- 2 専門部は、それぞれの部門の事業の企画推進にあたる。
- 3 専門部の委員は、会長が常任委員の中より委嘱する。
- 4 専門部の部長・副部長は各部の委員の互選とする。

(会 計)

第12条 本会の経費は会費・補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めるものの外必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は昭和48年7月1日より施行する。

昭和50年2月23日	一部改正
昭和52年4月24日	一部改正
昭和55年4月29日	一部改正
平成 元年1月19日	別表改正
平成 元年4月25日	一部改正
平成 4年4月27日	一部改正
平成 5年4月26日	一部改正
平成 6年4月27日	一部改正
平成 9年4月24日	一部改正
平成16年4月24日	一部改正
平成16年4月24日	別表改正
平成20年4月16日	附則改正
平成23年4月15日	一部改正
平成25年4月 5日	一部改正
平成30年4月16日	一部改正
令和 2年4月 6日	一部改正

## 別 表

### 1. 構成団体委員数

☆ 各地区選出常任委員（委員数18・・・各地区（区長会2、地区推薦委員1））

☆ 各町内の世帯数に応じて、下記の表による委員数とする。

世 帯 数	委員数	区 分
～ 30世帯	1人	区長
31世帯 ～ 80世帯	2人	区長、女性
81世帯 ～	3人	区長、男性、女性

※ 町内会については、その希望により委員を増員することができる。

☆ 各種団体

団 体	委 員 数
大野長生会	2（1）
大野地区スポーツ協会	2（1）
大野地区子ども会育成会連絡協議会	2（1）

※ （ ）内は常任委員

※ 構成団体の加除及びその委員数は、常任委員会の審議により決定する。

## 表 彰 内 規

### (目 的)

第1条 この内規は、本協議会の主旨にもとづき、まちづくり運動の事業推進に尽力した個人・団体を表彰（功労者表彰）するものとする。

### (表 彰)

第2条 表彰者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 郷土の美化に尽力した個人・団体。
- (2) リーダーとして積極的に町内及び関係団体の民主的運営に尽力した者。ただし、大野地区スポーツ協会、大野長生会、大野地区社会福祉協議会、大野地区子ども会育成会連絡協議会の活動に関連する事項については対象としない。
- (3) 現区長の表彰はしないが、副区長の表彰は可とする。区長退任後の表彰についてはこの限りではない。

### (内 申)

第3条 表彰者の内申は次のとおりとする。

- (1) 表彰候補者の内申は委員（区長）が行う。
- (2) 表彰者の活動年数は5年以上とする。
- (3) 表彰者の推薦は各地区2名以内とする。
- (4) 推進委員の表彰は、会長、副会長が、内申を行うことができる。

### (審査・決定)

第4条 表彰者の選考は、役員会において審査し、常任委員会において決定する。

### (役員の表彰)

第5条 役員に対しての表彰を以下のとおり行う。

- (1) まちづくり役員として永年（5年以上）にわたり活動し、民主的運営に尽力した者に対し、感謝状を授与することができる。
- (2) その表彰は会長が推薦し役員会で決定する。

### (表彰期日)

第6条 表彰は毎年定期総会にて行う。

### 附 則

この内規は、昭和50年9月20日から適用する。

### 附 則

昭和51年	4月15日	一部改正	(第2条第3号)
昭和59年	4月9日	一部改正	(第3条第2号)
平成5年	2月4日	一部改正	(第4条)
平成9年	1月9日	一部改正	(第3条第3号)
平成24年	4月5日	一部改正	(第5条)
平成29年	9月7日	一部改正	(第2条第2号、第3条第4号、第5条第1号)
令和4年	3月17日	一部改正	(第2条第2号)